第９５号議案

豊川市暴力団排除条例の一部改正について

豊川市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市暴力団排除条例の一部を改正する条例

豊川市暴力団排除条例（平成２３年豊川市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第３２条の２第１項」を「第３２条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。